７　課題と国への提言

（１）　虐待の発生予防とつながりやすい相談体制の強化

①　妊娠にとまどう女性や支援を必要とする妊婦とつながりやすい一体的な相談窓口の設置と周知

本報告において心中以外の虐待死事例の年齢別内訳を見ると、０歳児の占める割合が68.8％と最も高く、その中でも「０か月」は０歳児の虐待死事例のうち54.5％を占めており、その主たる加害者は実父のみの１人を除き、実母となっている。０歳児の虐待死事例が多い背景のひとつに「予期しない妊娠／計画していない妊娠」があり、13 人（27.1％）であった。第３次報告から第21次報告までの心中以外の虐待死の総数1,018人のうち、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」は、282人（27.7％）で最も多く、次いで「妊娠届の未提出（母子健康手帳の未交付）「若年（10代）妊娠」であった。

「若年（10 代）」の妊娠についてみると、第 21 次報告では心中以外の虐待死事例では、「若年（10代）」の割合が16.7％、第３次報告から第21次報告では17.0％であり、我が国における全出生数のうち母親の年齢が若年（10 代）の割合が約 1％前後で推移（注14）していることを踏まえるとその割合の高さは顕著である。

10代の妊娠は、例えば、社会や学校での孤立、困難を抱えた家庭環境、家庭に居場所がないこと、自己肯定感が育まれていないことなど様々な要因が関与していることが考えられる。ＳＮＳの普及等により性を取り巻く環境が変化しているという社会的な背景を踏まえ、引き続き、性や妊娠に関する正しい知識の普及など、性に関する課題に対する適切な対応が求められる。

また、妊娠にとまどい、支援を必要とする場合でも自ら支援を求めない、もしくは求めることができない、求めていいことにも気づくことができないなどの女性に寄り添い、気持や考えを聴き、様々な選択肢からニーズに合った支援につなげていくことが重要である。国は、各都道府県において、ニーズにあった支援が受けられるよう、民間支援団体等との連携によるつながりやすい一体的な相談窓口の整備するほか、関係省庁や関係部局が一体となって、様々な機会を捉えた効果的な広報の実施が必要である。

また、若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保など、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育医療等基本方針）」（令和５年３月22日閣議決定）」を踏まえ、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う事を目的としたプレコンセプションケアの推進を図ることも重要である。

国においては性や妊娠に関する正確な知識等について、全てのこどもに対し、学校における発達段階に応じた性に関する学習が行われるよう、着実な指導に努めていくべきである。

さらに、人権、ジェンダー平等、健康とウェルビーイングのためのスキル、暴力と安全確保、セクシャリティと性的行動など、性に関する知識等の情報提供がなされるよう、取組を推進していくことが重要である。国においてはこども家庭庁や厚生労働省、文部科学省などの関係省庁間に加え、関係部局間でも連携のもと、情報共有を行うことや日頃からの連携体制の構築について、地方公共団体の取組を促すべきである。

【参考】
〇成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育医療等基本方針）
成育基本法第 11 条第1項の規定に基づき策定するものであり、同条第2項の規定に基づき、成育過程にある者等に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的として、その基本的方向等について定めるものである。
成育医療等基本方針に基づく評価指標
全成育期 「児童虐待」
（アウトプット） ・妊婦健康診査・乳幼児健康診査の未受診者を把握・支援する体制
・乳幼児期に体罰によらない子育てをする親の割合
・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合
（アウトカム 健康水準） ・出生0日児の虐待死亡数
・児童虐待による死亡数
「プレコンセプションケア」
生涯にわたり、身体的・精神的・社会的に健康な状態であるための取組※として、「性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う」概念。
※課題に対して、生物的（身体的）・心理的・社会的観点から多面的に評価や介入を行うこと
〇令和7年度 プレコンセプションケア推進５か年計画～性と健康に関する正しい知識の普及と相談支援の充実に向けて～（最終報告）

② 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の整備

妊娠期からの切れ目のない支援の充実については、これまでの報告書においても繰り返し提言がなされてきたところであり、国は、こども家庭センターの設置と機能強化を全国的に進めることで、どの地域においても切れ目のない包括的・継続的な支援を実現できる体制を整備する必要がある。妊娠届出時から子育て期にわたり、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）による面談等の実施や、地域子育て相談機関等との連携を通じて個々の家庭の状況を把握し、母子保健と児童福祉の両機能が一体的にアセスメントを行い、サポートプランを活用しながら、必要な相談対応や、保健・医療・福祉・教育等の多機関連携、家庭支援事業・各種母子保健事業等による包括的支援を提供できる市町村の支援体制の構築や人材の育成を積極的に進める施策の一層の充実が求められる。国は、自治体規模に応じた職員の配置や専門性を高める研修の実施に対する財政支援を行うことに加えて、市町村における相談体制や家庭支援事業の整備、人材育成について支援や情報提供等を行う都道府県に対する補助事業や取組事例の周知、伴走的な相談支援を行うことが求められる。そしてそれらを通じて、母子保健と児童福祉の一体的支援や、サポートプランを活用したニーズ把握や支援調整、家庭支援事業の活用など、切れ目のない支援につながる具体的な相談支援が根付くための促進策を強化すべきといえる。特に、妊産婦のメンタルヘルスについては、令和５年度に創設された「妊産婦

のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業」を活用し、地域の実情に応じて妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応できる連携体制が構築されるよう、国として整備状況を把握しながら推進していく必要がある。

また、具体的な支援を届ける方法として、都道府県等が、新たに創設された「妊産婦等生活援助事業」（家庭生活に支障が生じた妊産婦等に安心して生活できる居住の場を提供し、日常生活の支援や養育に関する相談や助言、関係機関との連絡調整を行う事業）や「親子再統合（親子関係再構築）支援事業」の整備と積極活用、市区町村が、「子育て世帯訪問支援事業」（訪問支援員が家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦等の居宅を訪問し、家事・子育て等の支援を行う事業）を始めとした家庭支援事業の整備と積極活用に取り組むための財政支援や各地の取組事例の情報提供などを進めることが重要である。さらに、整備された支援事業が、全国各地において積極的かつ効果的に提供されるよう、家庭支援事業の利用が必要と認められる者に対して市区町村がその利用を勧奨しなければならないことや、勧奨しても利用することが著しく困難な場合は市区町村が利用の措置を行って支援を提供できることを十分に周知するなど、妊娠中から子育て期まで実際に支援を家庭に届け続けるための方法を自治体が正確に理解するための制度運用に関する情報発信を続ける必要がある。

（２）　こどもの置かれた状況とこどものニーズを適切に把握できる方策の充実

本報告の対象事例においても、こどもの声や思いを聴いていない、こどもの声に気づくことができていない、こどもの声を重要視したアセスメントや対応が十分できていない、と考えられる事例があった。こどもから得られる情報は養育環境や愛着関係の把握のみならず、家族機能全体の理解にもつながると同時に、こどもの安全の確保を中心とした支援の契機になることもある。こどもがどのような思いで生活し、どんな願いを持っているのかを常に中心においていなければならない。そして、こどもの声や感情、理解の状況、時には傷や痣もこどものサインのひとつと捉え、丁寧に把握し、それに基づいて支援体制を構築していく姿勢がすべての機関に求められる。

しかし、こどもからの情報や意見等はこどもの年齢、発達の状況等に応じて、一人では意見や意向を形成し、言葉にして表明することが困難であることも多い。そのため、こどものサインに気づく視点や、こどもの特性に応じて、こどものニーズやこどもの置かれている状況を把握する技能を高めるための研修等の充実が求められる。また、こどもが意見や意向を言葉にするためには、まず安全な環境が確保され、こどもに対して十分な説明がされ、その上で聴き取ることが必要である。なお、こどもの声を聴くことについては、本報告の８「第 21 次報告　テーマのまとめ」にて取り上げているため、参考にされたい。

令和４年の児童福祉法改正において、こどもの権利擁護の強化を図るため、こどもの養育環境を左右する重大な決定の際の意見聴取等措置義務の導入に加え、こどもの意見表明等支援事業や、こどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県等の業務に規定された。

意見表明等支援事業を進めるためには、こどもの立場に立ってこどもの意見・意向を意見聴取等により十分に把握し、こどもが望む場合には、行政機関や児童福祉施設等の

関係機関に対し、意見形成や意見表明を支援したり、こどもの意見・意向を代弁して伝達したりする「意見表明等支援員」の人材養成・確保が必要である。国においては、各都道府県等や必要に応じて市区町村において、改正法に基づくこどもの権利擁護のための取組が積極的に実施され、全国的に社会的養護に係るこどもの権利が守られる体制の構築が進むよう、必要な措置の実施に努め、より一層の積極的な取り組みが望まれる。

「意見表明等支援事業」
児童相談所長等の意見聴取等措置の対象となっている児童の施設入所等の措置や一時保護の決定等を行うことに係る意見又は意向や、施設入所等の措置が採られている児童等の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等の適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業
【参考】
「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」及び「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」について　令和5年 12 月 26 日付けこ支虐第 224 号こども家庭庁支援局長通知

（３）　虐待対応における児童相談所と市区町村、関係機関との連携強化の推進

平成 28 年の児童福祉法等の改正で、市区町村は基礎的な地方公共団体として、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を行うこととされた。都道府県は、引き続き市区町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術並びに各市区町村の区域を超えた広域的な対応が必要な児童の福祉に関する業務を適切に行うこととされている。児童相談所と市区町村が相互の役割や機能を理解した上で、国が示している「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」の活用などにより、切れ目なく援助又は支援を行うことが必要である。その際、一つひとつの調査や相談対応分担したとしても、ケースの状況やその変化、児童相談所・市区町村それぞれと対象者との関係性などを加味し、分担ルールの柔軟な適用や、情報共有・協議しながらの両機関の並走、互いが担う役割の見直しを行う両機関の話し合いの継続などの重要性を見落とさないよう周知する必要がある。

また、児童虐待防止に協働して取り組む機関として互いの情報を共有し、危機感に乖離が生じている場合は、危機感を強く抱いている機関の意見を基に再度アセスメントし、丁寧に事実関係や評価をすり合わせていくことが必要である。そのような運用を全国で実現するためにも、国は、都道府県や児童相談所による市区町村への支援状況や研修実施の状況、都道府県と市区町村の連携方策などを把握し、相互理解を深めながら同一の支援方針に基づいて確実に役割を遂行できる体制の整備を促進することが求められる。その一助として、配置が進められている市町村支援児童福祉司の役割・業務の把握と明確化に取り組むとともに、こども家庭センターの全国設置に合わせて市町村機能を強化するため、より丁寧な市町村支援に向けた市町村支援児童福祉司の役割の拡大や、配置基準の見直しによる配置の強化を検討することが必要だと考えられる。

また、複数の部署や関連分野からの支援等の関与がある事例では、部署間や関係機関間の連携が十分でない場合がある。国は、複数の部署間や、別々の部署が連携や委託している複数の関係機関間の密な連携体制の構築を図り、多様な関係機関によって支援が途切れることなく包括的に行われるよう推進することが求められる。

（４） 一時保護の適正性及び手続の透明性の確保と解除後の支援体制の整備

本報告の対象事例において、一時保護の必要性を認識しながら、迅速な対応ができなかった事例や、本児への虐待発覚後にきょうだいにも同様の虐待が確認され一時保護になった事例などがあった。また、一時保護後に家庭復帰する際の情報収集やアセスメント、評価が不十分と考えられる事例があった。

児童相談所が一時保護や措置を行う場合等においては、こどもの最善の利益を保障しつつこどもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく児童相談所等による意見聴取を適切に実施することとしている。さらにこどもに対し、こどもの権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならないこととされ、一時保護施設は、意見聴取等措置で表明されたものを含め、こどもの意見又は意向を尊重した支援を行わなければならないこととされている。国は、一時保護の決定や解除に当たっての意見聴取等措置やその際の説明等については、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」(令和５年 12 月 26 日付こ支虐第 224 号こども家庭庁支援局長通知）等をもとに適切に対応できるよう、理解促進に努めるとともに、こどもの意見表明やこどもの権利擁護を実現できる環境整備を積極的に推進することが求められる。さらに、令和４年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 66 号）により、児童相談所長が一時保護を行うときは、当該一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合等を除き、その開始から７日以内又は事前に、裁判官に一時保護状を請求しなければならないこととされた「一時保護時の司法審査」制度が導入され、令和７年６月１日に施行された。国が本制度の導入に当たって策定した「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」の活用により、一時保護開始時の司法審査手続の円滑な実施が図られるよう、引き続き周知等に努めるべきである。

一時保護は、児童相談所が行う相談援助活動の中で一時保護によるこどもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行うものであり、その期間中に、生活場面でこどもと関わり寄り添うとともに、児童相談所において関係機関と連携しながらこどもや家族に対する支援内容を検討し方針を定めることとなる。こどもの安全確保のため必要と認められる場合には、こどもや保護者の同意を得なくても一時保護を躊躇なく行う。一方、乳幼児期は特に保護者との愛着形成の過程において大きく影響する時期であり、親子分離が長期化することで親子関係の再構築に当たって課題を残す可能性もある。可能な限り援助方針の決定を慎重かつ速やかに行うなど愛着形成への影響が最小限となるよう十分に配慮する必要がある。また、こどもが一時保護されている間も、家庭復帰に向けて、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議等を活用し、こどもの安全確保や保護者支援等のための具体的な支援プランを作成して児童相談所・市区町村・関係機

関等の役割を明確にすること、また、一時保護解除後を見越して、例えば市区町村がサポートプランを作成するなどして継続的な支援を行うことについて、引き続き、地方公共団体の取組を促す必要がある。国においては、一時保護解除等に際して、親子の生活の再開や親子関係の修復などのために、都道府県で親子再統合支援事業が着実に実施されるよう、引き続き必要な措置の実施に努め、より一層の親子関係の再構築支援を推進することが求められる。

（５）　地域をまたがる（転居）事例への適切な対応の推進

本報告の対象事例において、転居元の関係機関が積み重ねてきたアセスメントの経過やリスクに伴う危機意識が転居先の関係機関に適切に共有されなかったために、こどもを含めた家族の抱える課題を適切に認識した上で迅速に対応を開始できなかった事例があった。また、母子保健担当部署や生活保護担当部署が転居時に本事例を把握したものの迅速に虐待対応担当部署や児童相談所に情報共有がされず、虐待防止の観点で保護者の困りごとに関係機関間の連携による対応を開始できなかった事例もあった。

転居事例においては、特にきょうだいへの虐待歴や、保護者の生育歴、関係性の情報など、児童相談所や母子保健担当部署を含む市区町村の担当部署全体で十分に把握し、今後のリスクとなり得る情報があった場合、移管元の児童相談所に確認する、医療機関へ意見聴取するなど、リスクを適切に把握し評価することが必要である。

転居元が詳細な情報を把握していない新たな家族（同居人等）については、当該者に直接聴取を行い、生育歴、こどもの養育に対する考え方等を確認し、リスクを再評価することが必要である。

転居の背景には、離婚や新しいパートナーとの生活等、保護者に何らかの人生のイベントが生じ、転居している可能性が伺える。転居が、新しい生活へのスタートである一方で、今までの社会的支援が途切れ、社会的な支援の希薄さや社会的な孤立が深まったり、新しい家族関係を構築したりと、家族に大きなストレスがかかることは想像に難くない。転居そのものがリスクを高める要因となりうるということを支援者は意識しておくことが重要である。国は、地方公共団体に対して、転居は家族に変化が生じるきっかけとなり、転居によるリスクの変化を慎重に判断する必要があること、転居事例の引継ぎがあった場合には各機関が把握した情報を迅速に関係機関間で共有することを、引き続き周知すべきである。併せて、転居の場合、こどもへの虐待や不適切な養育に関する危機感が伝わらない可能性が高いことを意識して、対面等により十分なコミュニケーションをとって詳細な引継ぎを行うことや、関係者間の認識の差をなくす観点から、ケース移管後少なくとも１か月は移管元の支援方針を継続したのち、移管先の新たな環境下での家族の状況等をアセスメントし、支援方針の判断をすることについても、繰り返し注意喚起することが重要である。

（６）　要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備

地方公共団体には、支援対象児童等（要保護児童若しくは要支援児童及び保護者又は特定妊婦）に関する情報、その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定

妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うため、関係機関、関係団体等により構成される要保護児童対策地域協議会の設置が努力義務として位置づけられており、ほとんどの市区町村に設置されている。

本報告において、死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況は、心中以外の虐待死事例では、「よく活用している」が 30 人（73.2%）、「ある程度活用している」が 11 人（26.8%）であり、「よく活用している」と「ある程度活用している」を合わせると、事例発生地域で要保護児童対策地域協議会が活用されていた。

しかし、本報告における対象事例の７割以上の事例で要保護児童対策地域協議会において検討がされておらず、関係機関の役割分担や支援方針等について関係機関の間で十分な議論がなされていたとは言えない状況であった。また、個別ケース検討会議を状況に応じて開催し、支援方針の見直し等を行っていた市区町村があった一方で、定期的な実務者会議での情報共有のみとなり個別ケース検討会議による支援方針や役割分担の見直し等の具体的な検討には至っていなかった事例もあった。虐待リスクを把握した際には速やかに関係機関間で情報共有やアセスメントを行い、支援や介入の方針決定を行える体制の整備も重要である。国は、実務者会議と個別ケース検討会議のそれぞれの対象や協議内容、会議運営のあり方など、こども家庭センターが担う市区町村のこども家庭相談における要保護児童対策地域協議会の会議や支援計画の位置づけ及び活用方法について、効果的な運用を促すための情報提供や技術的助言を行うことが求められる。

（７）　児童相談所・市区町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と定着支援

児童虐待相談対応件数が増加傾向にあることや、児童虐待への相談対応は、リスクや緊急性等の総合的な判断かつ迅速さが必要とされるため、その職員には高度な専門性が求められる。令和５年度以降の児童相談所の体制については、「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和４年９月２日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、令和４年 12 月に策定した「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）において、児童福祉司を令和６年度末までに 1,060 人程度増員し、6,850 人とすることを目標としたが、目標に達していない状況となっている。国は今般、依然として児童虐待対応件数が高い状況にあることや、現在の増員状況も踏まえ、新プランを改定し、令和８年度までに 910 人程度を増員し、7,390 人とすることを目標としている。国は、地方公共団体に対して必要な人員体制の確保に向けた支援の充実や、令和７年６月から施行された一時保護開始時の司法審査の導入の状況等も踏まえ、必要に応じて人員体制の確保に向けた支援等を検討するとともに児童相談所職員の専門性の強化を図るための研修や児童相談所長が組織マネジメントを学ぶ研修などを積極的に行うよう引き続き働きかけることが求められる。

一方で、児童相談所における人材確保・育成・定着に関する基礎データをみると、全国の児童相談所においては、都市部を中心に児童福祉司の採用活動を行っても人材が確保できず、人材確保が喫緊の課題となっている。また、退職者のうち、定年退職以外の理由で退職する者が多くを占めており、特に児童福祉司については、退職者のうち８割以上が定年退職以外の理由で退職している。定年退職以外の退職者について、退職理由

として考えられるものとして 「心身の不調」 が最も多く、次いで 「業務内容・量等に対する悩み・不満等」があげられた。そのため、勤務環境の改善や職員のメンタルケア等を通じた職員の定着と資質向上を着実に進めていけるよう、各児童相談所の課題に応じて活用できる国の支援メニューをよりわかりやすく示すとともに、好事例の積極的な横展開等により自治体の取組をさらに促進していく必要がある。

令和６年４月からは、国の基準を満たす認定機関が認めた研修や試験を経て取得する認定資格、こども家庭ソーシャルワーカーが導入されている、こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するという資格創設の趣旨を踏まえ、こども家庭ソーシャルワーカーの積極的な取得促進に向けて、都道府県、市区町村等に対して、こども家庭ソーシャルワーカー要請の意義等を周知するとともに、研修を受講しやすい環境の整備等について支援することが求められる。

（８） 里親との協働による親子関係の維持･構築に向けた支援の充実

里親は家庭養育を提供する養育者であるとともに、児童相談所等と協働してこどもと家族の親子関係構築や再統合を支援する存在でもある。

本報告書の対象事例において実親と里親の関係性や、里親と児童相談所の協働の重要性が指摘されているように、家族のもとを離れて里親のもとで暮らすこどもたちにとって、自分の生い立ちや家族について否定的な感情を抱くことなく、家族とのつながりを保ちながら里親のもとで健やかに成長することや、親子関係再構築が促されて円滑な再統合へ向かうことは重要な社会的養育の目的といえる。そのためには、こどもの意向に応じて家族や親族との交流を促すことや、児童相談所や里親支援センター等と協力して親子関係の構築を支援することも里親の役割の一つであることを理解するための研修や、マッチングにおける児童相談所から里親への十分な説明による協働の関係づくり、さまざまな不安や葛藤を抱えながら養育や支援を担う里親へのサポートが重要となる。

国は、里親の登録や研修、支援等に関わる児童相談所、里親支援センター等が、このような里親養育の目的や里親の役割を十分に理解し、里親の育成や支援、里親との協働を適切に実施できるよう、里親支援を担う人材の育成に取り組む必要がある。その際、実親と里親との間でこどもが抱えがちな忠誠葛藤への配慮など、こどもの視点に立ってこどもへの関わり方や（必要に応じて）保護者への関わり方、児童相談所との連携の仕方などを里親が適切に理解して養育や支援に当たることができるよう、国は、里親に必要な視点や知識・技術を地方公共団体や関係機関が提供できる専門的な支援環境の整備を推進し、適切な場合には実親と里親が同じ目線で自分に関わってくれているとこども自身が思えるような親子交流や養育環境づくりが促されることが望まれる。

（９） 妊娠期からの医療機関との連携強化と児童虐待防止のための医療のネットワークの推進

医療機関等は、妊産婦やこども、保護者の心身の問題に対応することにより、要支援児童

等（要保護児童、要支援児童及び特定妊婦）を把握しやすい立場にあり、こども虐待の早期発見・早期対応において重要な役割を担っている。

本報告において、児童相談所、市区町村と日頃からの地域のかかりつけ医及び医療機関との連携により、一時保護につながった事例のほか、産科医療機関や精神科医療機関等のさらなる連携が必要と考えられる事例があった。

こども虐待の防止に係る医療機関との連携については、国が「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について（平成 24 年 11 月 30 日付け雇児総発 1130 第 2 号／雇児母発 1130 第 2 号） 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）」において、地域の医療機関との連携の具体的な留意事項などが示されているところである。医療機関は日頃から要保護児童対策地域協議会を通して市町村や地域の関係機関との顔の見える関係づくりを行い、調整機関からの求めに応じて、個別ケース検討会議にも積極的に参加することが求められる。

また、地域の医療機関における児童虐待の早期発見、適切な対応能力の向上と地域医療全体で虐待防止体制を整備するため、国は平成24年度より、各都道府県、指定都市の中核的な医療機関を中心として、児童虐待対応の向上を目的に、「児童虐待防止医療ネットワーク事業」を開始し、児童虐待対応のネットワークづくりや保健医療従事者等の教育等を行ってきた。さらに、平成 26 年度には「児童虐待防止医療ネットワーク事業に関する検討会」が開催され、医療機関において、院内で子ども虐待に対応する組織を立ち上げる場合や自治体において地域のネットワークを構築する際の参考として、「児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引き」を策定している。今後も地域の状況を踏まえて、当事業が適正かつ円滑に実施できるよう、継続的な支援が求められる。

法律上、医療機関を含む関係機関は、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を現在地の市町村に提供するよう努めなければならないとされている（児童福祉法第 21 条の 10 の 5）ほか、児童の医療、福祉又は教育に関係する機関や児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、これを提供することができる（児童虐待の防止等に関する法律第 13 条の4）こととされている。

さらに、児童相談所等が虐待による死亡が疑われる事例を可能な限り幅広く把握し、虐待により児童が心身に著しく重大な被害を受けた事例を分析するため、児童相談所長等から情報等の提供の求め（虐待防止法第 13 条の4）があった場合だけでなく、診察依頼等を通じて児童相談所等の取扱いがあったことを医療機関が把握している事案のうちその後の虐待による死亡が疑われる場合についても、児童相談所等の関係機関に対して当該児童の氏名及び当該児童の死亡の事実を共有するよう、国は引き続き、医療機関や法医学教室等に協力を求めることが重要である。

（10） 地方公共団体における検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

児童虐待防止法第４条第５項には、国及び地方公共団体の責務等として、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、児童虐待の防止等のために必要な事項の調査研究及び検証の実施が定められている。国が行う検証は、虐待

死事例の背景や関係機関の関与状況等に関する地方公共団体からの報告を基に実施されることになっている。

地方公共団体による検証の実施状況をみると、令和４年度に児童相談所の設置のあった地方公共団体は 78 か所であり、そのうち児童虐待による死亡事例が発生、又は表面化した地方公共団体は、26 か所（33.3%）であった。

検証の実施状況について、「検証していない」地方公共団体は 10 か所（38.5%）、「検証した」地方公共団体は６か所(23.1%)、「複数事例のうち一部検証した／一部検証中」の地方公共団体は４か所（15.4%）、「検証中」の地方公共団体は３か所（11.5%）であった。「検証をしていない」理由としては、「行政機関が関わった事例ではないため」が約５割を占めていた。国は、関係機関の関与が薄い、又は、無い事例（例えば、関係機関の関与が無いまま生後まもなく死亡した事例等）についても、再発防止のために関係機関との接触をしないまま死亡に至った経緯も含めて検証することの必要性について、周知することが必要である。

また、令和５年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証に係る情報収集に関する調査研究報告書（令和６年３月）によると回答のあった検証事例 170 事例について、検証を行ったタイミングは「事案発生直後、可能な限り早急に検証を行った」事例が最も多く 98 件（57.6%）、次いで「公判終了後に検証を行った」及び「その他」事例が 30 件（17.6%）、「公判が開かれるタイミングに合わせて、検証を行った」事例が 11 件（6.5%）、「無回答」が１件（0.6%）であった。検証報告書の公表について、「報告書を作成し公表している（公表する予定）」事例が 139 件（81.8%）、「報告書を作成したが公表していない（公表しない予定）」事例が 20 件（11.8%）、「その他」が７件（4.1%）、「報告書は作成していない」及び「無回答」が２件（1.2%）であった。

検証に当たっては、本調査研究報告書の円滑に記録の収集やヒアリングの実施など、情報収集を行うための関係機関ごとのポイント等についても参考にされたい。

国は地方公共団体における検証の実施や公表等について、迅速かつ効果的にできるよう、地方公共団体の検証報告書の周知方法の工夫や、検証の手引きの改定等について調査研究等を踏まえて進めていくことが求められる。

そして、各地方公共団体による検証報告は、個々の事例に関する詳細な分析の結果や各地域における実情等を踏まえ取りまとめられたものであることから、類似事例の再発防止の観点で他の地方公共団体において虐待に関わる対応を行う職員にとっても参考とすべき貴重な資料となる。

国は、地方公共団体が実施する研修等において検証報告書が一層活用されるようその有効性について引き続き周知していくことが重要である。

【参考】

○「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」の全部改正について（令和7年3月 28 日付けこ支虐第 126 号こども家庭庁支援局虐待防止対策課長通知）

○令和5年度　子ども・子育て支援等推進調査研究事業
地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証に係る情報収集に関する調査研究報告書（令和6年3月）

○「児童虐待対応における児童相談所と法医学教室等の連携強化について」（令和4年8月3日子家発 0803 第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）

○児童虐待への対応における検察との連携の推進について（平成26年6月26日付け雇児総発 0626 第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

○児童虐待への対応における警察との連携の強化について（平成30年7月20日付子家発 0720 第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

○平成29年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
「地方公共団体が行う子ども虐待事例の効果的な検証に関する研究」都道府県・指定都市・特別区・児童相談所設置自治体　子ども虐待重大事例検証の手引き